

蓮田市前金払取扱要綱

(平成9年3月27日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第3号に規定する請負のうち建設工事の前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象とする工事は、次の各号に掲げるすべての要件を備えているものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条に規定する公共工事（当分の間、土木、建築に関する工事の設計、土木、建築に関する工事に関する調査及び土木、建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であること。
- (2) 工事の設計金額が一件500万円を超えるものであること。

(前金払の支払率等)

第3条 前払金の金額は、当該契約金額の10分の4以内で市長が定める額とする。

- 2 前項の規定による前金払の金額は、5000万円を限度とする。
- 3 前払金の支払額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約の各年度の支払限度額に対してすることができる。
- 5 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。
- 6 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約の各年度の支払限度額に対してすることができる。
- 7 第4項及び第6項の規定による前金払においては、第1項中「当該契約金額」を「当該契約の各年度の支払限度額」と、第2項中「5000万円」を「当該契約の各年度ごとに5000万円」と読み替える。

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、契約締結の日から起算して30日以内に前金払請求書（様式）に保証事業会社（法に規定する保証事業会社をいう。）の保証証書（原本）及びその写し並びに市の指定する請求書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前条第4項及び第6項の規定による前金払において、契約を締結した会計年度以外の会計年度の前金払については、前項中「契約締結の日から起算して30日以内」を「前金払を行う当該年度の開始の日から起算して30日以内」と読み替えるものとする。
- 3 前金払の支払い時期は、前金払申請書を受理した日から起算して14日以内とする。
- 4 前金払の支払いは、申請者が第1項の保証証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに公告又は指名通知したもののについては、従前の例による。

前 金 払 請 求 書

1 工 事 名 _____

2 工事場所

3 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 請 負 代 金 _____ 円

5 前金払請求額 _____ 円

上記の工事について前金払を請求いたします。

令和 年 月 日

蓮田市長 様

請負者 住 所
氏 名 印

* 下記別口前払金専用普通預金口座にお振り込み下さい。

金融機関名

本支店名

口座NO.